

○経済産業省告示第 号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第五条第一項の規定に基づき、工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年 月 日

経済産業大臣 名

工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準の一部を改正する告示

工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（平成二十一年経済産業省告示第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改 正 後	改 正 前
<p>I エネルギーの使用の合理化の基準</p> <p>I-1・I-2 [略]</p> <p>1 [略]</p> <p>2 エネルギー消費設備等に関する事項</p> <p>2-1 [略]</p> <p>2-2 工場等（2-1に該当するものを除く。）におけるエネルギーの使用の合理化に関する事項</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 熱の動力等への変換の合理化</p> <p>(4-1) [略]</p> <p>(4-2) 発電専用設備</p> <p>① <u>発電専用設備の管理及び高効率化に向けた取組</u></p> <p>ア. 発電専用設備にあつては、高効率の運転を維持できるよう管理標準を設定して運転の管理をすること。また、複数の発電専用設備の並列運転に際しては、個々の機器の特性を考慮の上、負荷の増減に応じて適切な配分がなされるように管理標準を設定し、総合的な効率の向上を図ること。</p> <p>イ. 火力発電所の運用に当たって蒸気タービンの部分負荷におけ</p>	<p>I エネルギーの使用の合理化の基準</p> <p>I-1・I-2 [略]</p> <p>1 [略]</p> <p>2 エネルギー消費設備等に関する事項</p> <p>2-1 [略]</p> <p>2-2 工場等（2-1に該当するものを除く。）におけるエネルギーの使用の合理化に関する事項</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 熱の動力等への変換の合理化</p> <p>(4-1) [略]</p> <p>(4-2) 発電専用設備</p> <p>① <u>発電専用設備の管理</u></p> <p>ア. 発電専用設備にあつては、高効率の運転を維持できるよう管理標準を設定して運転の管理をすること。また、複数の発電専用設備の並列運転に際しては、個々の機器の特性を考慮の上、負荷の増減に応じて適切な配分がなされるように管理標準を設定し、総合的な効率の向上を図ること。</p> <p>イ. 火力発電所の運用に当たって蒸気タービンの部分負荷におけ</p>

る減圧運転が可能な場合には、最適化について管理標準を設定して行うこと。

ウ. 発電専用設備の利用にあつては、熱利用等の総合的な発電効率の向上に資する取組や、バイオマス混焼等の取組を行うこと

②～④ [略]

(4-3) コージェネレーション設備

① コージェネレーション設備の管理及び高効率化に向けた取組

ア・イ [略]

ウ. コージェネレーション設備の利用にあつては、更なる熱利用等による総合的な発電効率の向上に資する取組や、バイオマス混焼等の取組を行うこと。

②～④ [略]

(5)・(6) [略]

II [略]

別表第5 ベンチマーク指標及び中長期的に目指すべき水準

区分	事業	ベンチマーク指標	目指すべき水準
2A	電力供給業（電気事業法第2条第1項第14号に定める発電事業のうち、エネルギーの使用の合理化等に関する法律第2条第1項の電気を発電する事業の用に供す	当該事業を行っている工場の火力発電設備（離島に設置するものを除く。）における①から③の合計量（火力発電効率A指標） ① 石炭による火力発電（以下こ	火力発電効率A指標においては1.00以上  火力発電効率B指標においては44.3%以上

る減圧運転が可能な場合には、最適化について管理標準を設定して行うこと。

[新設]

②～④ [略]

(4-3) コージェネレーション設備

① コージェネレーション設備の管理

ア・イ [略]

[新設]

②～④ [略]

(5)・(6) [略]

II [略]

別表第5 ベンチマーク指標及び中長期的に目指すべき水準

区分	事業	ベンチマーク指標	目指すべき水準
2	電力供給業（電気事業法第2条第1項第14号に定める発電事業のうち、エネルギーの使用の合理化等に関する法律第2条第1項の電気を発電する事業の用に供す	当該事業を行っている工場の火力発電設備（離島に設置するものを除く。）における①から③の合計量（火力発電効率A指標） ① 石炭による火力発電（以下こ	火力発電効率A指標においては1.00以上  火力発電効率B指標においては44.3%以上

る火力発電設備を  
設置して発電を行  
う事業。以下同じ  
)

の表において  
「石炭火力発  
電」という。  
)の効率を石  
炭火力発電の  
効率の目標値  
(41.00%)で  
除した値と、  
火力発電量の  
うち石炭火力  
発電量の比率  
との積

- ② 可燃性天然ガス  
及び都市ガス  
による火力発  
電(以下この  
表において「  
ガス火力発電  
」という。)の  
効率をガス  
火力発電の効  
率の目標値(4  
8.00%)で除  
した値と、火  
力発電量のう  
ちガス火力発  
電量の比率と  
の積

- ③ 石油その他の燃

る火力発電設備を  
設置して発電を行  
う事業)

の表において  
「石炭火力発  
電」という。  
)の効率を石  
炭火力発電の  
効率の目標値  
(41.00%)で  
除した値と、  
火力発電量の  
うち石炭火力  
発電量の比率  
との積

- ② 可燃性天然ガス  
及び都市ガス  
による火力発  
電(以下この  
表において「  
ガス火力発電  
」という。)の  
効率をガス  
火力発電の効  
率の目標値(4  
8.00%)で除  
した値と、火  
力発電量のう  
ちガス火力発  
電量の比率と  
の積

- ③ 石油その他の燃

料による火力発電（以下この表において「石油等火力発電」という。）の効率を石油等火力発電の効率の目標値（39.00％）で除した値と、火力発電量のうち石油等火力発電量の比率との積

当該事業を行っている工場の火力発電設備（離島に設置するものを除く。）における①から③の合計量（火力発電効率B指標）

- ① 石炭火力発電の効率と火力発電量のうち石炭火力発電量の比率との積
- ② ガス火力発電の効率と火力発

料による火力発電（以下この表において「石油等火力発電」という。）の効率を石油等火力発電の効率の目標値（39.00％）で除した値と、火力発電量のうち石油等火力発電量の比率との積

当該事業を行っている工場の火力発電設備（離島に設置するものを除く。）における①から③の合計量（火力発電効率B指標）

- ① 石炭火力発電の効率と火力発電量のうち石炭火力発電量の比率との積
- ② ガス火力発電の効率と火力発

		電量のうちガス火力発電量の比率との積 ③ 石油等火力発電の効率と火力発電量のうち石油等火力発電量の比率との積				電量のうちガス火力発電量の比率との積 ③ 石油等火力発電の効率と火力発電量のうち石油等火力発電量の比率との積	
<u>2 B</u>	<u>石炭火力電力供給業（電力供給業であって、石炭火力発電を行う事業）</u>	<u>当該事業を行っている工場の石炭火力発電（離島に設置するものを除く。）の効率</u>	<u>43.00%以上</u>	[新設]	[新設]	[新設]	[新設]
3～15	[略]	[略]	[略]	3～15	[略]	[略]	[略]

(備考)

1-1～1-2 [略]

2 石炭火力電力供給業（2 B）における石炭火力発電の効率には、次の算定式により算出する補正値を加算することができる。

-0.037×石炭火力発電の年間設備利用率（単位：%）+3.69

上記の算定式における「石炭火力発電の年間設備利用率」は、次の算定式により算出すること。

年間発電量（単位：kWh）÷{発電設備の出力（単位：kW）×（8,760（単位：時間）-発電設備のトラブル又はメンテナンス等による休止時間（単位：時間））}

3～7 [略]

(備考)

1～2 [略]

[新設]

3～7 [略]

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この告示は、令和四年四月一日から施行する。